

## 令和4年度第1回堺市入札監視等委員会 議事概要

- 1 開催日時 令和4年5月25日(水) 午後2時00分から4時30分まで
- 2 場 所 堺市役所高層館20階 第一特別会議室(堺市堺区南瓦町3-1)
- 3 出席委員 3名
- 4 審議対象期間 令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

### 5 会議の概要

#### (1) 報告案件

審議対象期間中における契約状況、入札参加停止等の状況について、事務局から報告を行った。

#### (2) 審議案件

堺市が契約締結した次の種別の契約(総契約件数256件)のうち、委員が抽出した4件について、事案ごとに担当課に入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

種 別	内 訳
建設工事	予定価格250万円を超えるもの
工事関連業務	予定価格100万円を超えるもの

- 6 審議の結果 これらの処理状況・事案は概ね適正であると認める。

- 7 委員からの質問とそれに対する回答等 別添のとおり

### 【審議案件一覧】

契約方法	業種	案 件 名	契約金額(税込み)
一般競争入札 (WTO案件)	土木工事	学園町ほか配水管布設工事	3,168,000,000円
一般競争入札 (総合評価)	土木工事	くぬぎ橋上部工工事	246,400,000円
一般競争入札	水道施設工事	庭代台配水管布設工事(概算数量設計)	127,842,000円
一般競争入札	建築設計業務	百舌鳥支援学校校舎解体ほか工事監理業務	1,317,800円

【学園町ほか配水管布設工事】	
委員質問	担当課等回答
<p>本案件では、落札決定前に低入札価格調査をされたが、低入札価格調査はどのように行うのか。</p> <p>市の積算価格と業者の入札価格の乖離が大きかったが、落札率が低くなった理由は何か。また、工事の適正な履行に問題はないか。</p> <p>堺市では、失格基準価格を設定していないWTO案件において、過去に「特別重点調査」が行われたことがあったが、今回、同調査を行わなかったのはなぜか。</p> <p>失格基準価格の設定が事実上でできない本案件において、WTO案件該当事案とすることを回避するため、分割発注をすることはできなかったのか。</p>	<p>低入札価格調査においては、調査対象者が作成した工事費内訳書や、調査に必要な書類の提出を求め、事情聴取等を行う。工事担当課のヒアリングでは、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないか、この価格で入札できた理由の確認等の調査を行っている。</p> <p>直接工事費以外（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）において、本市の積算価格との乖離が大きかった。これらの積算の内容確認から、工事の安全確保や品質確保の問題、下請けへのしわ寄せなどの問題などが生じるおそれがなく、適正な履行ができると判断した。また、受注者（JV）の構成企業は、本市の水道工事を複数回行ってきた実績もあることから、それらの実績等も踏まえて適正に履行可能と判断した。</p> <p>通常よりも短期間の工期設定における適正施工の可否の審査を行う手法として実施したものである。案件が特殊（高速施工を求める点など）であったため、低価格入札における品質確保のより厳格な調査を目的に行ったものである。以後のWTO案件においては、同様の特殊事情はなかったため、実施していない。</p> <p>埋設物等の現場状況により、一体的な施工を行う方が適切と判断し、本案件の発注規模になった。</p>
<p>《講評》</p> <p>本案件は、WTO案件であるため、失格基準価格の設定がなく低い落札率であったが、低入札価格調査により、適正な履行の担保が確保されたと考える。</p> <p>ただし、失格基準価格を設定しないWTO案件において、失格基準価格の水準を下回る低価格での落札が続いていることは事実であるため、ダンピング受注や、施工品質に問題が生じることがないように、特別重点調査の採用など、現在の低入札価格調査を補完する制度の必要性について検討されたい。</p>	

【くぬぎ橋上部工工事】	
委員 質 問	担 当 課 等 回 答
<p>本案件は難易度が高い工事であったのか。</p> <p>入札参加者が非常に少ないが、「簡易型」による発注が影響したのではないのか。</p> <p>「特別簡易型」と「簡易型」の違いはどうか。</p> <p>「特別簡易型」や「簡易型」について、明確な基準を策定していくべきと思うが、今後、何か対応はされるのか。</p> <p>総合評価落札方式における基準の策定について、他自治体ではどのような運用をしているのか。</p>	<p>本案件は、現場条件等を踏まえ、現場にて橋げたを製作するポストテンション方式を採用しているため、工場製作による橋の工事と比べ難易度が高く、現場での品質管理、技術的知見や配慮が必要となる工事である。これらの特性を踏まえ、「簡易型」による総合評価落札方式を採用した。</p> <p>入札参加者へヒアリングを行った結果から、交差道路の交通を確保しながら施工しなければならない等の厳しい施工条件が入札参加者の少ない主な要因であったと分析しており、「簡易型」による発注の影響はなかったと考えている。</p> <p>「簡易型」は、評価項目「簡易な施工計画」を設定する点で違いがある。同評価項目は加点方式で、入札参加者から提案を受け、総合評価審査庁内委員会において、評価基準に基づき、採点している。本案件の落札者からは、施工に関する具体的な方策、安全対策などの提案を受け、評価を行った。</p> <p>「特別簡易型」や「簡易型」について、現時点では、金額等による明確な基準は策定していない。基準の策定は、局としての全体の方針にもなり、事業課である当課の一存では判断できない部分があるため、ご意見のあった基準の策定については、関係部局に対して情報共有を図っていきたい。</p> <p>例えば、大阪府では、土木系工事発注の部署、建築系工事発注の部署、それぞれの部局ごとに発注基準や評価項目の基準を取りまとめ、発注方針やガイドラインを公表している。</p>
<p>《講 評》</p> <p>本案件は、簡易型総合評価落札方式により発注されており、簡易型独自の項目「簡易な施工計画」の評価も含め、総合的に優れた者を落札決定したという点で問題はなかった。</p> <p>ただし、入札結果だけを見れば、簡易型による発注は、入札参加者が少なくなり、競争性が働きにくくなるという状況があった。</p> <p>本案件では、入札参加者が少なくなった要因として、現場条件の制約など、工事自体の内容が影響しており、「簡易型」の発注そのものは直接的に影響を及ぼしていないと思われるが、「簡易型」では「簡易な施工計画」の提案を求めるなど、通常の入札とは違った部分があり、入札参加者に一定の負担が生じているのも事実である。</p> <p>このため、競争性を保ちつつ、恣意的なものとならないように、どの工事に、どの型式の総合評価を適用させるかといった基準づくりを行っていくことが重要になると考える。</p> <p>以上のことから、今後の制度運用に当たっては、土木系工事や建築系工事などの各発注部局が主体となり、部局ごとにガイドラインの策定や、発注基準の明確化を行うよう、取組を進めていかれたい。</p>	

【庭代台配水管布設工事（概算数量設計）】	
委員 質問	担当 課 等 回 答
<p>概算数量設計を採用することにより、入札契約制度において、特定の業者に有利又は不利になることはあるのか。</p>	<p>入札契約制度に関し従来方式からの変更はなく、また、事前に制度に関する周知期間や質疑期間を1か月確保したが、特に質疑もなく、入札期間でも質疑がなく、入札の結果を鑑みても、特定の業者の有利又は不利が生じたことはないと考え。</p>
<p>本案件より前に概算数量設計による工事を発注し、しゅん工済と聞いたが、効果的であったか。</p>	<p>概算数量設計による1件目の工事を令和3年度に発注し、しゅん工済だが、1件目の試行工事であったので、発注者・受注者双方で協議や調整が必要な部分があった。今後、設計基準を業者へ周知することや、他都市の取組状況を調査し、制度に反映していくことで、発注業務の効率化が期待できる。</p>
<p>市が行っていたことを外部化することで、市の技術力低下につながらないか。</p>	<p>本方式の試行と併せて、将来にわたり市職員が担うべきコア業務の範囲などを検討し、市として必要な技術力は継承していく。</p>
<p>概算数量設計について、今後どのように実施していくのか。</p>	<p>試行工事を発注しながら効果検証を続けていく。また、本方式により発注する工事の要件について、試行工事の検証結果等を踏まえて検討する。</p> <p>さらに、後年の本方式の本格導入に向けて、設計基準等の整理、見直しを進めていく。</p>
<p>《講 評》</p> <p>本案件は、発注事務の効率化を図る手法として、従来の発注方式では発注前に発注者が行う埋設物調査や設計図面作成などを、契約後に受注者が行う「概算数量設計方式」による試行工事であった。概算数量による設計で発注するが、入札・契約締結の手続きにおいては、従来方式と同様で、入札結果についても、従来方式と比較した場合に、本方式を採用したことによる特徴は見られなかった。</p> <p>また、本方式による発注を行う前に、事前周知を十分に行ったことから、特定の事業者が有利又は不利になることはなく、手続きにおける透明性・公平性に問題はなかったと考える。</p> <p>本方式の実施により、発注事務の効率化などの効果が現れているとのことではあるが、市が行っていたことを外部化することにより、市の技術力低下につながらないように留意しつつ、設計基準や本方式を採用する基準の整理などを進めていかれたい。</p>	

【百舌鳥支援学校校舎解体ほか工事監理業務工事】	
委員 質問	担当 課 等 回 答
<p>多くの入札参加者が予定価格を上回っているが、予定価格の設定に問題はなかったのか。</p>	<p>国土交通省告示第98号に基づき積算しているため、予定価格の設定に問題はなかったと考えている。予定価格を上回った理由としては、倉庫新築部分に対する監理経費を本市の積算以上に多く見積もったことが要因と考えており、実際の入札参加者に対しても、数社ヒアリングを行ったが、同様の回答を受けている。</p>
<p>監理業務全般において、入札者が少ない傾向にあるが、何か改善策は考えているのか。</p>	<p>民間工事では設計と監理を同一業者で行う場合が多いため、監理単独では費用面などが影響し、入札者が少ない傾向にあると考える。この状況を改善するため、設計と監理を一括して入札する方式、「設計・監理一括発注方式」の導入を検討していきたいと考えている。</p>
<p>「設計・監理一括発注方式」のメリットは何か。</p>	<p>設計と監理を同一業者で行うため、改めて情報共有する必要がなく、監理の際、迅速に対応ができる。また、通常、設計業務では入札参加者が多いことや、一括発注により、金額規模も上がることなどから、入札参加者の増加が見込まれる。</p>
<p>国では「第三者監理方式」を基本としている中で、堺市として「設計・監理一括発注方式」の採用を検討する点について、どう考えているのか。</p>	<p>本市においても、第三者性の確保等を踏まえ、「第三者監理方式」を基本としているが、設計者と監理者が別になることで、責任の所在が不明確になり、業務の品質低下や、監理業務の入札結果として入札者が少ない等の課題が生じている。</p> <p>他市では、設計者への随意契約を取り入れている場合もあるが、本市では、第三者監理の理念を基本としつつも、これらの課題を解消する一つの方法として、「設計・監理一括発注方式」の導入を検討していきたいと考えている。</p>
<p>《講 評》</p> <p>本案件は、予定価格の設定において、堺市の積算基準に基づき、適切に積算されていたこと、また、入札参加者のヒアリング結果からも同様の回答であったことを踏まえ、入札手続として問題はなかったと考える。</p> <p>ただし、監理業務では、本業務に限らず、入札者や有効札が少ない傾向にあるため、新たな対策を講じていく必要があると考えられる。</p> <p>審議の中では、対策の一つとして、「設計・監理一括発注方式」が挙げられており、スケールメリットが活かせる点や、設計と監理が同一の者になることで、業務上も円滑に実施できるという説明があり、制度上のメリットは理解できた。</p> <p>一方、国は「第三者監理方式」を原則としており、設計と監理を一括して発注することは、一般的には監理業務の品質低下などのデメリットがあるものと考えられている。また、政令市規模においても、先駆的な取組となるため、「設計・監理一括発注方式」の導入に向けては、課題整理を行うなど、慎重に検討を進めていく必要があると思われる。</p> <p>以上のことから、今後の監理業務の発注においては、各制度のメリット・デメリットを十分考慮の上、「設計・監理一括発注方式」の導入も選択肢の一つとして検討していかなければならない。</p>	